

本事例集の掲載事例について、地方分権改革の取組類型別に整理すると、以下のとおりです。

(1) 国の制度改革の成果を活かした取組

地方分権改革の推進に伴い、各地方公共団体においては、国の制度改革を活用した独自の取組が進められ、様々な成果が上がっています。

取組類型	事 例
<p><義務付け・枠付けの見直し> 第1次～第3次一括法などにより、これまで法令により全国一律に定められていた、福祉施設・道路・公営住宅などの基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止したりするなどの見直しを行ったもの。</p> <p>地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、その独自基準に適合した施設などが整備できるようになった。また、国への協議などが不要となり、各地方公共団体の事務の簡素化・迅速化が図られた。</p> <p>（なお、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「参酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」とされている。（注）</p>	<p>事例1 特別養護老人ホームの居室定員基準の緩和により、入所者の経済的負担を軽減</p> <p>事例2 全ての福祉施設の災害対策の基準の底上げなどにより、災害対応力を総合的に強化</p> <p>事例3 待機児童の状況に応じた保育所面積基準の弾力的運用により、保育の質を確保しつつ、待機児童を減少</p> <p>事例6 高齢者や障がい者にやさしい歩道や排水溝の基準により、誰もが安心して出かけられるまちづくりを推進</p> <p>事例7 自転車レーンの設置基準により、安全で快適な自転車走行環境を確保</p> <p>事例8 坂が多い地域特性に応じた道路基準の緩和により、住民に使いやすくコストを抑えた道路を整備</p> <p>事例9 マンホールの位置や蓋の基準により、雨や雪の多い地域で自動車などの安全・快適な通行を確保</p> <p>事例10 津波対策や県産木材活用などの基準により、安心・快適な公営住宅を整備</p>
<p><権限移譲> 第2次～第3次一括法などにより、都道府県から市町村に権限を移譲したものの。</p> <p>市町村が、事務全体を一括して担当し、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになった。また、住民にとっても身近な窓口へサービスが一元化された。</p>	<p>事例13 地域一帯の字名の統一の変更により、地域の一体感醸成と総合的なまちづくりを推進</p> <p>事例17 NPOに対する支援体制、活動支援基金を整備し、法人を含めNPO活動を総合的にサポート</p> <p>事例19 市内全ての墓地の管理・利用の実態を明らかにし、墓地行政を適切に推進</p> <p>事例21 工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進</p>
<p><条例による事務処理特例制度> 地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲したものの。</p> <p>市町村が、事務全体を一括して担当し、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになった。また、住民にとっても身近な窓口へサービスが一元化された。</p> <p>※地方自治法第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。</p>	<p>事例16 パスポート手続が身近な場所でワンストップで可能となり、住民の利便性を向上</p>
<p><補助対象財産の処分の弾力化> 平成20年4月、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、用途・移譲先を問わず国庫納付を求めないなどの取扱いが定められたことを受けて、補助対象財産の有効活用を図ったもの。</p> <p>地方公共団体が、少子化による学校の統廃合に伴い、使用されなくなった学校施設などを地域の実情に応じて、他の用途に有効活用できるようになった。</p>	<p>事例20 不要となった空き公共施設の地場産業による有効活用により、地域の雇用・産業を活性化</p>
<p><法定外税> 地方分権一括法により、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」などに変更されたもの。</p> <p>地方公共団体が、地域の実情に応じて法定外税の新設などを行い、税収を地域づくりなどに活用できるようになった。</p>	<p>事例14 駐車場利用者への環境税により、文化・観光のまちづくりと住民の生活環境改善を推進</p>

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

各地方公共団体においては、国の制度改革に伴う取組のみならず、地方分権改革の理念を踏まえた地方独自の取組が展開されています。

取組類型	事 例
<p><自主条例の活用> 様々な地域課題に対応するため、法令などに基づき制定義務のある条例以外に、地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めるようになったもの。</p>	<p>事例5 手話を言語として認める条例により、多様な人々が共に生きる地域づくりを実践</p> <p>事例12 建築基準法の適用除外を可能とする条例により、歴史的建築物を良好な状態で保存・活用</p>
<p><住民との協働・参画> 身近な地域課題について、行政と、住民や地域コミュニティとの協働により解決を図ろうとする取組や、住民が政策形成過程に参画する取組など、住民自治の高まりがみられるようになったもの。</p>	<p>事例11 地域一体のまちづくりにより、次世代型路面電車システムを軸としたコンパクトシティを形成</p> <p>事例15 住民主体で農家レストラン兼宿泊施設、見守り配食サービスを運営し、地域コミュニティを活性化</p> <p>事例18 保護者や住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を核とした取組により、地域教育力を向上</p> <p>事例24 町内の自主防災組織活動カバー率100%を達成し、防災に関する情報共有や避難訓練を地域ぐるみで実施</p> <p>事例25 市政やまちづくりに関心の低い若者などを含め、市民が主役となり、個性あふれるまちづくりを推進</p> <p>事例26 「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりの交付金制度により、住民主体の生活支援サービスを提供</p> <p>事例27 スマートフォンを活用した市民レポートにより、地域の身近な課題を合理的に解決</p>
<p><地方議会の活性化> 地方議会において、議員提案条例の制定の他、住民との対話や議会のインターネット中継など情報発信の充実への取組がみられるようになったもの。</p>	<p>事例28 地方分権時代にふさわしい「議会力」向上のため、総合的な議会改革を推進</p>
<p><推進体制の整備等> 地方分権改革を推進するため、基本方針の策定や県と市町村の連携体制の構築、住民への積極的な情報発信を行うようになったもの。また、関係する地方公共団体が事務処理を共同化するなど、協力して課題解決に当たるようになったもの。</p>	<p>事例4 2つの市の連携協定に基づく待機児童対策の共同実施により、保育施設・サービスの選択肢を拡大</p> <p>事例22 道内市町村と連携した魅力発信などにより、北海道全体を活性化</p> <p>事例23 県の女性キャリアセンターにおけるハローワーク求人情報のオンライン提供により、職業紹介を充実</p> <p>事例29 県と市町村が連携・協働して取り組む「奈良モデル」により、行政サービスを向上</p> <p>事例30 全庁的な推進体制の整備などにより、許認可事務を大幅にスピードアップ</p>

注) 施設・公物設置管理基準を条例委任する場合の国の基準類型

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
<ul style="list-style-type: none"> ●十分参照しなければならない基準。 ●法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常よるべき基準。 ●法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●必ず適合しなければならない基準。 ●法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。